

## 監査報告書

令和 3年 5月 12日

学校法人 松本学園

理事長 錢坂久紀 殿

学校法人 松本学園

監事 伊藤 陸   
監事 松川 幸寛 

私たちは、学校法人松本学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人松本学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人松本学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）は学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠しており、学校法人松本学園の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上